北海道

資料３

第10期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の基本的な考え方について

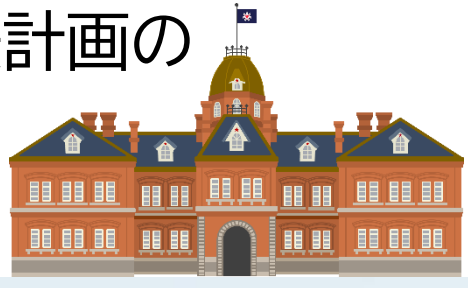

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

第10期計画策定に係る国基本指針案の主なポイント

北海道

全国介護保険担当課長会議資料（令和8年7月15日）一部抜粋

1．介護サービス基盤の計画的な整備

○ **2040年度を見据えた中長期的な推計の実施**
- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、サービス提供体制の在り方を検討。

○ **地域の実情に応じたサービス提供体制の構築**
- 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。
- 「中山間・人口減少地域」におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応の推進。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

2．地域包括ケアシステムの深化

○ **総合事業の多様なサービス・活動の充実の推進**
- 総合事業の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組。

○ **切れ目のない高齢者支援が提供される地域づくりの推進**
- 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決。

○ **認知症施策の推進**
- 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3．介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上等

○ **介護人材確保に向けた取組の推進**
- 地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

○ **生産性向上や経営基盤の強化等を推進**
- テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や協働化等の推進による経営基盤の強化。

第10期計画策定に係る道の基本的考え方

北海道

計画の趣旨

○　２０４０年に向け、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎え、高齢化の一層の進展に加えて、介護と医療の複合ニーズを抱える８５歳以上人口が増加するとともに、認知症高齢者や独居の高齢者等の増加が見込まれている。

○　また、高齢化や人口減少のスピードには大きな地域差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要や必要となるサービスは様々となることから、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に把握し、２０４０年を見据えた中長期的な推計を実施するとともに、地域の実情に応じたサービス提供体制の在り方を検討の上、計画期間内に必要となるサービスの見込量を示し、道が取り組むべき方策を明らかにする。

○　次期計画の策定に当たっては、国の基本指針等を踏まえるとともに、本道の地域特性や介護を取り巻く状況を勘案し、**策定する。**

基本的な考え方（ポイント）

○　**介護サービス基盤の計画的な整備**

・　２０４０年を見据え、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に把握し、３つの地域類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）に分類し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等も踏まえ、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を推進する。

○　**地域包括ケアシステムの深化**

・　総合事業の充実に向け、更なる支援や質の向上、身寄りがいない高齢者等の課題を地域全体で解決する地域づくり、認知症当事者や家族の声を踏まえた施策を推進する。

○　**介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上等**

・　地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進するとともに、介護現場におけるテクロジーの更なる活用による生産性向上等を推進する。

○　計画期間は、令和９年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの３年間。

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

○　2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。

○　その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第９期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

①　介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②　地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①　総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②　頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③　認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①　都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②　テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

第10期計画において記載を充実する事項（案）

○　第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

○　**介護サービス基盤の計画的な整備**

①介護保険事業（支援）計画の策定

- 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○　**地域包括ケアシステムの深化**

- 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- 頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○　**介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等**

- 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）